

厚生労働科学研究費補助金取扱細則 …… 一部抜粋 ……

(平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定)

(最終改正 平成22年3月31日科発0331第1号一部改正)

(交付の対象経費)

4 規程(※1)第4条第3項の経費の範囲の詳細は、別表第1から別表第34までの各表の上欄に掲げる場合毎に、下欄に掲げる費目とする。(※2)

ただし、規程第4条第1項第1号、第2号及び第2項各号に掲げる経費については、次に掲げる経費を含まないものとする。

(1) 建物等施設に関する経費。

ただし、補助金により購入した設備備品を導入することにより必要となる備え付け費及び調整費を除く。

(2) 机、いす、複写機等、研究機関で通常備えるべき設備・備品を購入するための経費。

(3) 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費。

(4) 価格が50万円以上の機械器具であって、賃貸が可能なものを購入するための経費。

(5) その他この補助金による研究に関連性のない経費。

(諸謝金等の単価)

5 諸謝金等の単価は、別表第35によるものとする。ただし、個人が所有する試験研究機関等及び法人が定めている諸謝金等の単価との均衡に配慮し、決定するものとする。

※1 「規程」とは、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号)のこと。同規程第4条第2項及び同第3項は次のとおり。

「2 推進事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、研究事業の支援に資するための経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 外国人研究者招へい事業に要する経費 (2) 外国への日本人研究者派遣事業に要する経費

(3) その他別に定める事業に要する経費

3 前2項に掲げる経費の範囲の詳細は、別に定めるものとする。⇒当該取扱細則のこと」

※2 障害者対策総合研究推進事業(感覚器障害分野)については「別表第25」が該当する。